

報告第 3 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年1月21日に発生した事故に関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和2年11月20日

足立区長 近 藤 弥 生

事故に関する和解について

足立区は、令和 2 年 1 月 2 1 日に発生した事故について、下記により和解する。

記

1 相手方

東京都足立区在住者

2 和解の要旨

別紙、合意書のとおり

以上

合 意 書

本件事故に関し、下記のとおり和解が成立しましたので、双方とも一切の異議申立てや請求をしないことを確約いたします。

令和 年 月 日

第一当事者（甲） 住 所 東京都足立区中央本町一丁目 1 7 番 1 号

氏 名 足立区 代表者 区長 近 藤 弥 生 印

第二当事者（乙） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

1 事故発生日 令和 2 年 1 月 2 1 日（火曜日） 午前 1 1 時頃

2 事故の場所 足立区梅田八丁目 4 番 1 2 号先 交差点

3 事故の状況及び結果

甲の職員と乙は、前記 1 の日時において、それぞれ自転車で前記 2 の交差点に進入したところ、乙が甲の職員の運転する自転車の側方に衝突した。甲については、所有する自転車の前輪が破損する損害を負った。乙については、左腕及び左膝に打撲の傷害を負った。以下余白

4 和解の内容

（1） 乙は、甲に対して自転車の修理費として金 9, 6 8 0 円の支払義務があることを認める。その支払は、別紙「損害賠償に関する承諾書（免責証書）（物損用）」により、チューリッヒ保険会社が区に支払う方法による。以下余白

（2） 甲は、乙に対して治療費として金 1, 2 4 2 円の支払義務があることを認める。以下余白

5 甲乙は、本件について上記のほか債権債務がないことを確認した。

以上の合意の成立を証するため、本合意書 2 通を作成し、甲及び乙が記名又は署名及び押印の上、各 1 通を保有するものとする。以下余白